令和7 (2025) 年度 第1回

町有財産(土地)売払いの 一般競争入札参加要領

入 札 日: 令和7 (2025) 年4月24日(木)

申込期間:令和7 (2025) 年3月 3日 (月) から

令和7 (2025) 年3月25日 (火) まで

【申込み・問合せ先】

₹329-1292

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地

高根沢町 総務課

入札制度に関する事項:契約係 公売物件に関する事項:管財係

TEL 028-675-8101 FAX 028-675-2409

目 次

はじめ	りに・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2ページ
売払	ムい物	7件	に	つ	ر ،	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
入村	し参加	資	格	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
一般競	竞争人	札	に	ょ	る	町	有	財	産	売	払	۲V	の	流	ħ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
1	現地	見	学	会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
2	参加	申	込	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
3	入村	L保	証	金	の	納	付	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
4	入村	٠ ،	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	ı	日	時	及	び	場	所	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	2	入	札	当	日	に	必	要	な	ŧ	の	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	3	入	札	の	注	意	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
5	落札	占者	の	決	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
6	売買	Į契	約	の	締	結	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
7	売買	代	金	の	支	払	•	所	有	権	の	移	転	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	ı	売	買	代	金	の	支	払	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	2	所	有	権	の	移	転	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
8	所有	権	移	転	登	記	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
9	入村	にに	関	す	る	注	意	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
10	物件	トに	関	す	る	注	意	事	項	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
関連法	去令 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13~18
入札参	\$加申	込	書	等	及	び	記	載	例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19~32

はじめに

この「町有財産(土地)売払いの一般競争入札参加要領」には、今回の入札参加に当た り必要な手続きや注意事項が記載してあります。

入札に参加される方はご一読いただき、内容を十分にご理解、ご承諾の上、入札に参加 くださいますようお願いします。

売払い物件について

今回の入札で売払いを行うのは、以下の物件です。物件の詳細については、「**物件調書」**をご覧ください。(1件又は複数での参加申込みが可能です。)

物件 番号	土地の所在	地目 地積		予定価格 (最低売却価格)	備考
4001	宝積寺一丁目7番3	宅地	247. 20 m²	6,800,000円	
4002	宝積寺二丁目 12番7	宅地	156. 94 m²	4, 050, 000 円	

入札参加資格について

入札に参加するためには、事前に申込みが必要となります。

なお、入札は、個人でも法人でも参加できますが、次のいずれかに該当する場合は参加 できません。

- (1) 「地方自治法」(昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 3 の規定に該当する者
- (2) 「地方自治法施行令」(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者及び同条第 2 項各号の規定に該当する行為から 3 年を経過していない者
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条 第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者
- (4) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成 11 年法律第 147 号) 第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者

一般競争入札による町有財産売払いの流れ

1	現地説明会	・入札物件を現地で確認していただきます。
	\prod	
2	参加申込み	受付期間:令和7 (2025) 年3月 3日 (月) から
		令和7 (2025) 年3月25日 (火) まで
3	入札保証金の納付	・令和7 (2025) 年4月23日 (水) までに入札保証金を納付していただきます。
4	入札	・下記の日時・場所で入札を行います。
		日時:令和7 (2025) 年4月24日 (木) 10時00分~
		入札受付:高根沢町役場 第三庁舎1階 職員休憩室
		入札会場:髙根沢町役場 第一庁舎2階 特別会議室
	Ŭ,	
5	落札者の決定	・入札終了後、ただちに開札し、落札者を決定します。
		・町の予定価格(最低売却価格)以上の最高価格をもって有効な入札をした方が、
		落札者になります。
	Ŭ,	
6	売買契約の締結	・落札者には、令和7 (2025) 年5月23日(金) までに売買契約を締結していた だきます。
		・契約保証金として、契約金額(落札金額)の 10/100 以上の額を納付していただきます。
<u> </u>	\Box	
7	売買代金の支払	・契約締結日から60日以内に契約金額から契約保証金を差し引いた金額を一括し
	所有権の移転	て納付していただきます。
		・売買代金以外の契約に必要な経費(収入印紙等)は、落札者の負担となります
		ので別途ご用意ください。
	П	・所有権は、売買代金が完納された時点で移転となります。
	Ŭ,	
8	所有権移転登記	・所有権移転登記の申請は、町が行います。(嘱託登記)
		・登録免許税等は、落札者の負担となりますので別途ご用意ください。

1 現地説明会(見学会)

物件の詳細について、現地で説明を行います。

なお、現地見学会に参加しなくても入札に参加できますが、物件に関する説明は受けているものとみなして手続を進めます。

(1) 開催日時予定

物件番号	日時
4001	令和7 (2025) 年3月18日 (火)
4001	午前 10:00~
4002	令和7 (2025) 年3月18日 (火)
4002	午後1:30~

[※] 説明時間は、20分程度の予定です。

(2) 現地見学会の参加申込み

令和7 (2025) 年3月11日 (火) 午後4時までに、電話又は来庁にて下記の申込み先までお申し込みください。

なお、参加申込みがなかったときは、現地説明会を行いません。

【申込み先】

高根沢町 総務課 管財係

電話番号 028-675-8101

2 参加申込み

入札参加に当たっては、事前に申込みが必要となります。

(1)入札参加申込期間

令和7 (2025) 年3月3日 (月) から令和7 (2025) 年3月25日 (火) まで

- (2)申込みに必要な書類
 - ①町有財産(土地)売払い一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替 依頼書
 - ②誓約書
 - ③町有財産(土地)売払い一般競争入札参加申込人である法人の役員に関する事項 (法人のみ)
 - ④住民票抄本(個人の場合)又は登記事項証明書(法人の場合)
 - ※物件番号 4001, 4002 の両方に参加申込みをされる方は、物件番号ごとに各書類を作成・準備してください。

記載例(26~29ページ)を参考に必要事項を記入してください。

記名押印者は、入札者(落札した場合に買受人になる方)です。

なお、各書類等の押印に使用できる印鑑は、次のとおりです。(すべて同じ印鑑を 使用してください)

- ・個人が入札者(買受人)となる場合:認印で可
- ・法人が入札者(買受人)となる場合:**代表者印(印鑑登録されている印鑑)**

(3)申込み方法

①直接持参する場合

下記の書類提出先まで持参してください。

受付時間は、<u>午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)</u>で す。

なお、土日祝日は、受け付けておりません。

②郵送する場合

簡易書留で、下記の書類提出先宛て郵送してください。

令和7 (2025) 年3月25日(火) 必着となります。

【書類提出先】

〒329-1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地 高根沢町 総務課 契約係(高根沢町役場 第一庁舎 2 階)

(4)入札参加資格証等の送付

売払いの対象者から暴力団及びその関係者を排除するため、入札参加申込者の情報を警察に照会し、参加資格を確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。

参加資格の確認が済みましたら、<u>町有財産(土地)売払い一般競争入札参加資格証</u>と入札保証金の納入通知書を郵送で交付します。

3 入札保証金の納付

入札に参加される方は、<u>入札保証金を令和7 (2025) 年4月23日 (水) までに町が発行</u> <u>した納入通知書により納付</u>してください。

なお、入札保証金の領収書は入札当日に必要となりますので、大切に保管してください。

物件番号	入札保証金(予定価格の5%)
4001	340,000 円
4002	202, 500 円

4 入札

1 日時及び場所

(1)日 時 令和7 (2025) 年4月24日(木)

入札受付時間及び入札開始時間

物件番号	入札受付時間	入札開始時間
4001	午前 9:30~9:50	午前 10:00~
4002	一月月9.30~9.50	午前 10:10~

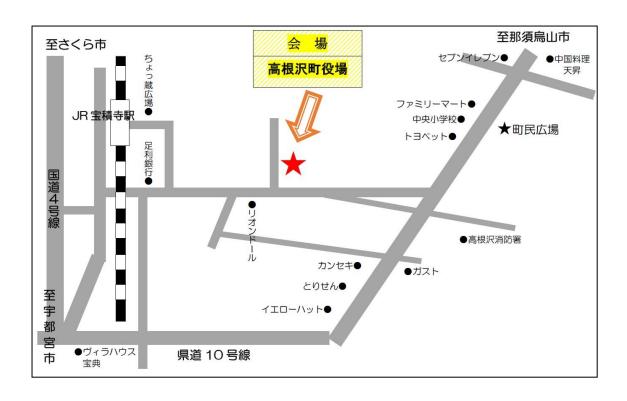
※ 入札終了後、直ちに開札します。なお、入札受付時間は厳守 願います。

(2)入札受付場所 高根沢町役場 第三庁舎1階 職員休憩室

(高根沢町大字石末 2053 番地)

入 札 会 場 高根沢町役場 第一庁舎2階 特別会議室

(高根沢町大字石末 2053 番地)



2 入札当日に必要なもの

(1)町有財産(土地)売払い一般競争入札参加資格証

入札保証金の納入通知書と併せて町から郵送されたもの(回収します)。

(2)入札保証金の領収書(原本)

確認後お返しします。

(3) 委任状 (代理人が入札をする場合のみ必要)

記名押印者は、入札者(買受人)と代理人になります。

記載例(30ページ)を参考にしてください。

【委任状が必要になる場合の例】

- ① 法人が入札者(買受人)として参加する場合において、当該法人の代表権を持っていない者が入札を行う場合
- ② 個人が入札者(買受人)となる場合において、本人とは別の者が入札を行う場合 (買受人は夫であるが、入札は妻が行う場合など)
- ③ 共有による取得のための入札者(買受人)が複数になる場合(夫婦での共有を目的として、買受人は夫婦両名となるが、入札は夫(又は妻)が単独で行う場合など)

(4)入札書

記名押印者は、入札者(買受人)となります。

記載例を参考にしてください。

なお、押印する印鑑は、「町有財産(土地)売払い一般競争入札参加申込書」又は「委任状」に押印した印鑑と同じものとします。

<u>委任状により代理人が入札する場合は、入札者の住所・氏名等を記名した上で、</u> 代理人が記名押印してください。この場合、入札者の押印は不要です。

(5) 筆記用具(黒又は青インクのボールペン(インクが消せるボールペンは不可))

3 入札の注意事項

- (1) 入札をしようとする者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印して所定の入札 箱に投入してください。
- (2) 事由のいかんにかかわらず一度提出した入札書は、引き換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (3) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 入札に参加する資格がない者のした入札
 - イ 町有財産(土地)売払い一般競争入札参加資格証(及び代理人が入札をする場合に添付することとする委任状)を提出していない者のした入札
 - ウ 入札保証金を納付すべき者が当該入札保証金を納付しなかった場合又は納入 通知書により納付した領収書を提示しなかった場合に、その者のした入札
 - エ 2人以上の入札者の代理をした者のした入札
 - オ 他の入札者の代理をした者のした入札
 - カ 同一の入札者が2通以上した入札
 - キ 入札書の金額を訂正した入札
 - ク 入札書の記載事項が不明な入札又は入札書に所定の記名若しくは押印のない 入札
 - ケ 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者のした入札
 - コ 入札に関し担当職員の指示に従わなかった者のした入札
 - サ 酒気を帯びて入場した者のした入札
 - シ 郵送による入札
 - ス 著しい反社会的活動を行う等、明らかに町有財産の契約相手方として相応しく ないことが判明した者のした入札
 - セ アからスまでに定めるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

5 落札者の決定

- (1) 入札の終了後、入札者(又は代理人)の立会いのもと、直ちに開札を行います。ただし、入札者又は代理人が開札に立会わない場合には、当該入札事務に関係のない職員の立会いのもとで開札を行います。
- (2) <u>落札者は、町の予定価格(最低売却価格)以上の最高価格をもって有効な入札をした者</u>とします。ただし、当該最高価格をもって有効な入札をした者が2人以上ある場

合は、直ちに、「くじ」によって落札者を決定します。

なお、「くじ」を辞退することはできません。

(3) 開札の結果、落札者があるときは落札者の氏名(法人の場合はその名称)及び落札 金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立会った入札者及び代理人に知らせ ます。

入札保証金の返還

- (1) 落札者の入札保証金は、契約を締結するまでの間、町でお預かりします。 また、売買契約を締結する際に、契約保証金の一部として充当することができます。 なお、受け入れ期間に係る利子は付しません。
- (2) 落札者以外の入札保証金については、入札日から約2週間後に、入札参加申込書に記載された口座に返還します。

なお、入札保証金の返還が完了するまでの期間に係る利子は付しません。

6 売買契約の締結

- (1) 落札者は、**令和7 (2025) 年5月23日(金)まで**に**売買契約を締結**していただきます。
- (2) 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として**契約金額の100分の10以上の金 額**(入札保証金を契約保証金に充当する場合には、当該金額を控除した金額)を町が 発行する納入通知書により**売買契約締結までに**納付していただきます。

ただし、契約締結時に売買代金の全額を納付される場合は、契約保証金の納付は免除となります。

- (3) 契約締結時に契約保証金の領収書 (原本)を持参してください。
- (4) 落札者が期限までに契約を締結しない場合、落札はその効力を失い、落札者が納付 した入札保証金は、町に帰属することになりますので、ご注意ください。
- (5) 落札者は、この要領に記載の事項について、承諾の上、売買契約を締結するものします。

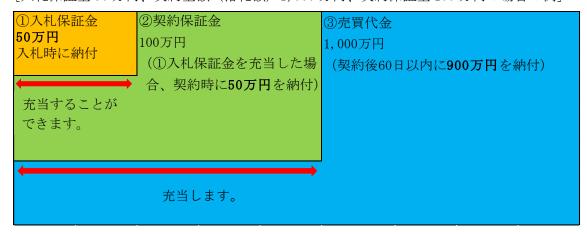
7 売買代金の支払・所有権の移転

1 売買代金の支払

- (1) 売買代金から契約保証金を差し引いた金額については、町が作成した納入通知書により、その契約締結日の翌日から60日以内に一括で納付してください。
- (2) 契約保証金は、納入通知書に記載された期限までに記載された金額を納付したときには、売買代金の一部に充当するものとします。

(3) 落札者が納入通知書に記載された期限までに、記載された金額を納付しないときは、契約を解除することとし、契約保証金は町に帰属することになりますのでご注意ください。

[入札保証金50万円、契約金額(落札額)1,000万円、契約保証金100万円の場合の例]



2 所有権の移転

所有権は売買代金が完納されたときに移転するものとし、所有権が移転したときに現 状のまま物件の引渡しがあったものとします。

引渡しを受けたときは、町有財産受領書を提出してください。

8 所有権移転登記

所有権移転登記の申請(嘱託登記)は、売買代金が完納されたことを確認した後、町が 行います。

登記完了後に登記識別情報通知を交付しますので、交付を受けたときは受領書を提出してください。

9 入札に関する注意事項

- (1) 土地売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等その他契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担になります。
- (2) この要領に定めのない事項については、すべて地方自治法、同法施行令、高根沢町契約事務規則及び高根沢町普通財産売払事務処理要領の定めるところによって処理します。

10 物件に関する注意事項等

(1)物件の品質に関する注意事項

- ア 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載ない限り、現状のままで行いますので、 物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。物件調書と現状 が異なる場合には、現状を優先します。
- イ 物件によっては、上下水道設備やガス設備等が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していない場合があります。これらの設備の品質は保証できません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去等については、その費用負担も含め、町は対応しません。
- ウ 現状での引渡しのため、フェンス等の工作物や存置してある構造物の撤去・改築、 草木の除草・伐採等が必要な場合は、落札者の負担で実施してください。
- エ 物件及び隣接地の擁壁・塀・樹木等については、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。越境物の移設・撤去等については、その費用負担も含め、町は対応しません。
- オ 物件の敷地内に電柱や道路標識、ごみステーション等がある場合は、現状での引 渡しとなるため、移設・撤去の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお 問い合わせください。
- カ <u>埋設物調査は実施していませんので、廃棄物(ガラ・砕石・切り株等)が存在し</u>ている可能性があります。
- キ 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調 査は実施していません。
- ク 新たな建物を建築する場合等、建築基準法、文化財保護法及び県又は市町の条例 等により、指導がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係 機関にご確認ください。

(2) 売買契約に関する注意事項

- ア 現状での引渡しのため、公有財産の数量、種類又は品質等に関する不適合があっても、町はその責任を負いません。
- イ 落札者は、物件の引渡しの日から5年間、財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これに類する業の用に、また、物件の引渡しの日から10年間、財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所、同条第6号に規定する暴力団員の住居その他これらの類するものの用に使用することはで

きません。

- ウ 町は、上記イの履行状況を確認するため、随時売買不動産の使用状況等を実地調査し、又は報告を求める場合があります。
- エ 上記イに違反した場合及び上記ウの実地調査等を拒んだ場合には、契約を解除し 違約金を請求する場合があります。

別紙

〇地方自治法施行令(抄)

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(略

八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 (略)

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争 入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十 二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意 に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

〇地方自治法(抄)

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約 又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の 職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受け る給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行 なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要 な監督又は検査をしなければならない。

(略)

(職員の行為の制限)

- 第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。
- 2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - 一暴力的不法行為等別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
 - 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は 常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
 - 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
 - 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
 - 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
 - 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(略)

(指定)

- 第三条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。
- 第四条 公安委員会は、暴力団(指定暴力団を除く。)が次の各号のいずれにも該当する と認めるときは、当該暴力団を指定暴力団の連合体として指定するものとする。 (略)

- 第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に 参加させないようにするための措置を講ずるものとする。
 - 一 指定暴力団員
 - 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。)
 - 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(抄)

(観察処分)

- 第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別 大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状 況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を 超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。
 - 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
 - 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成 員であること。
 - 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員(団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。)であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
 - 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると 認めるに足りる事実があること。

(略)

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(抄)

(用語の意義)

- 第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
 - キャバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興 又は飲食をさせる営業
 - 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で 定めるところにより計つた営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの(前号に該 当する営業として営むものを除く。)
 - 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊 技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として 射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で 定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他 の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当 該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)
- 2 この法律において「風俗営業者」とは、次条第一項の許可又は第七条第一項、第七条 の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。
- 3 この法律において「接待」とは、歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすことをいう。
- 4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業をいう。
- 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性 風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話 異性紹介営業をいう。
- 6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
 - 一 浴場業(公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第一条第一項に規定する公衆 浴場を業として経営することをいう。)の施設として個室を設け、当該個室において異 性の客に接触する役務を提供する営業
 - 二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役 務を提供する営業(前号に該当する営業を除く。)
 - 三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の 風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法 (昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定するものをいう。)として政令で 定めるものを経営する営業
 - 四 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この条において同じ。)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
 - 五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
 - 六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、 清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定める もの

- 7 この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
 - 一 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
 - 二 電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、 又は配達させることにより営むもの
- 8 この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること(放送又は有線放送に該当するものを除く。)により営むものをいう。
- 9 この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。次項において同じ。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)をいう。
- 10 この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。)をいう。
- 11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて 客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客に酒類を提供して営むものに限る。) で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの(風俗営業に該 当するものを除く。)をいう。
- 12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は 第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条 の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。
- 13 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から 委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業をいう。

- 一 接待飲食等営業
- 二 店舗型性風俗特殊営業
- 三 特定遊興飲食店営業
- 四 飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第 二百三十三号)第五十五条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業 に該当するものを除く。以下同じ。)のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営 む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以 下「酒類提供飲食店営業」という。)で、午前六時から午後十時までの時間においての み営むもの以外のもの(用語の意義)

町有財産(土地)売払い一般競争入札参加申込書 兼 入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書

年 月 日

高根沢町長 様

町有財産(土地)売払い一般競争入札参加申込書

町有財産(土地)売払いの一般競争入札に参加したいので、入札参加を申込みます。

1 申込人

住所 (又は所在地)		Ŧ	_	Tel	()	_	性別男	• 3	女
フリガナ								生年月	日	
氏名(又は名称 及び代表者名)							印	年	月	日
津	住所 (又は所在地)	Ŧ	_	Tel	()	_	性 別 男	• 7	女
名	フリガナ							生年月	日	
者(出	氏名(又は名称 及び代表者名)						印	年	月	日
連名者(共有の場合)	住所 (又は所在地)	Ŧ	_	Tel	()	_	性別男	• 3	女
合	フリガナ							生年月	日	
	氏名(又は名称 及び代表者名)						印	年	月	日
備考										

- 注1 連名者の欄には、共有による買受け(取得)を希望する場合に記入してください。
- 注2 法人の所在地が代表者の住所と異なる場合は、代表者の住所を備考欄に記入してください。

2 参加を希望する入札物件

	物件番号	物件の所在地
第	号物件	

入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、入札保証金を下記口座へ返還してください。 なお、返還につき、入札終了後に2週間程度遅れて返還されることについて異議はありません。

入札保証金の返還請求者 住所(所在地)

氏名·名称

印

振込先	預金種目		普通	•	当座
金融機関	口座番号				
支店名	口座名義人	フリガナ			
	(申込者名義に限る)	氏名・名称			

注 共有名義の場合、共有者を代表する者の口座を記載してください。

下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 現在、地方自治法第238条の3及び地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者ではありません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定 に該当したことはありません。
- 3-1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者ではありません。
- 3-2 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していません。
- 3-3 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- 3-4 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 3-5 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者ではありません。
- 5 上記 3-1 から 3-5 の事項について、私の情報を警察に照会することに異議はありません。

年 月 日

氏名(又は名称 及び代表者名) 印

町有財産(土地)売払い一般競争入札参加申込人である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住所	〒 −		
	(フリガナ)		分几 形 处	
	氏 名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和	性別	□ 男性 □ 女性
	住所	〒 −		
2	(フリガナ)		/H 1756	
	氏 名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和 年 月 日	性別	□ 男性 □ 女性
3	住所	〒 −		
	(フリガナ)		CD TOLL	
	氏 名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和	性別	□ 男性 □ 女性
	住所	〒 −		
4	(フリガナ)		/ II 1966	
	氏 名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和 年 月 日	性別	□ 男性 □ 女性
5	住所	〒 −		
	(フリガナ)		/n ="1	
	氏 名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成□ 昭和 □ 令和年 月 日	性別	□ 男性 □ 女性

【注意事項】

- 1 町有財産(土地)売払い一般競争入札参加申込人が法人の場合は、本書面及び「法人の 役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない 場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の訂正や追完はできません。

委	任	状
_	•——	- T

					年	月	日
高根沙	引長	様					
		住所	(又は所在地)				
		氏名	(又は名称 及び代表者名)				印
私は、	下記の者を代理人と定め	、以下の	権限を委任しま	きす。			
			記				
1 受信	E者						
(住	所)			_			
(氏	名)		印	_			
2 委任	£事項						
(第	年 月 日に実 号物件)に関する一切の		有財産(土地)	売払い-	一般競爭	争入札	

入 札 書

年 月 日

高根沢町長 様

入札者 住所 (又は所在地)

氏名(又は名称 及び代表者名)

印

(代理人※) 氏名 印 ※ 代理人による入札の場合のみ、代理人の記名及び押印が 必要です。この場合、入札者の押印は不要です。

1	入	札	金	額	¥	
---	---	---	---	---	---	--

2 入 札 物 件

物件番号	所	在	地	番	地目	地 積 (m²)

上記のとおり、地方自治法、同法施行令、高根沢町契約事務規則及び高根沢町普通財産 売払事務処理要領を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、入札いたします。

町有財産受領書

年 月 日

高根沢町長 様

受領者 住所 氏名

印

年 月 日付けで契約した次の町有財産を受領いたしました。

		所在地	
		17111120	
	1 1/16	H	
	土 地	地目	
引			
71			
		地 積	
		担有	
渡			
		1	
		所在地	
L			
		種 類	
١,		1至 7只	
を	その他		
		V(1 P 1-1-1-	
		数量等	
受	の財産		
~	の別生		
		所在地	
. 1		1711111111	
け			
		種 類	
た			
, _			
		数量等	
п.		数里寸	
財			
産			
/ 			
		1	

受 領 書

1 所有権移転登記識別情報の通知書 通

ただし、 年 月 日付け売買契約の所有権移転登記識別情報の通知書

上記のとおり受領いたしました。

年 月 日

住 所

氏名又は名称 及び代表者名

印

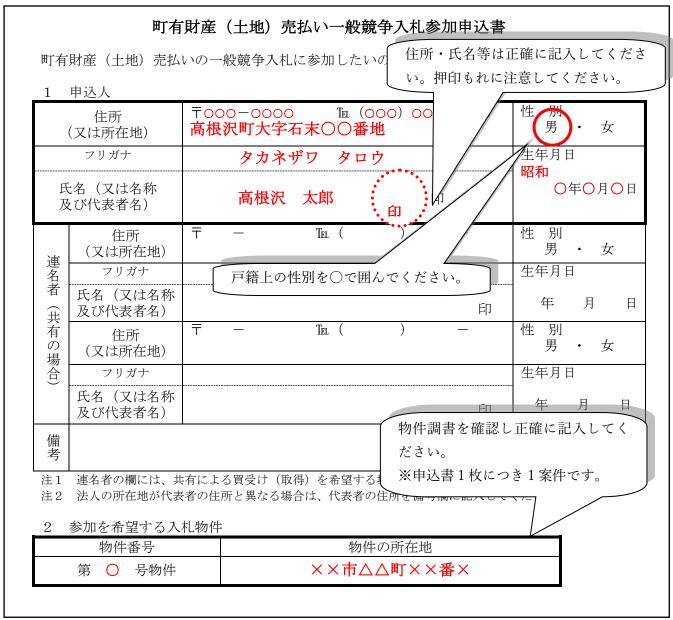
高根沢町長 様

【記載例】個人が入札者(買受人)となる場合

町有財産(土地)売払い一般競争入札参加申込書 兼 入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書

令和〇〇年〇月〇〇日

高根沢町長 様



入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書 返還事由が生じた場合、入札保証金を下記口座へ返還してくだされた。 近世 近還につき 入札 終了後に9週間程度遅れて返還される 通帳を確認し正確に記入して 氏名・名称の後に押印してください。 記 ください。 高根沢町大字石末〇〇番地 人札保証金の返還請求者 生力 (大人) 太郎・印 氏名·名称 高根》 預金種目 当座 振込先 〇×銀行 00000 金融機関 口座番号 タカネザワ タロウ フリガナ 口座名義人 △△支店 支店名 (申込者名義に限る) 髙根沢 太郎 氏名 · 名称 注 共有名義の場合、共有者を代表する者の口座を記載してください。

【記載例】法人が入札者(買受人)となる場合

町有財産(土地)売払い一般競争入札参加申込書兼 入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書

	令和〇〇 年〇月〇〇日
高根沢町長様	財産(土地)売払い一般競争入札参、代表者の性別、生年月日を
門作	州座(土地)売払い一般競争人札参
町有財産(土地)売払	住所・氏名等は正確に記入してくださます。
1 1 1	い。押印もれに注意してください。
1 申込人	〒000-0000 阻 (000) 00-0000 性 別
住所 (又は所在地)	高根沢町大字石末〇〇番地
フリガナ	カフ [*] シキカイシャ タカネサ [*] ワ タ [*] イヒョウトリシマリヤク タカネサ [*] ワ 生年月日 タロウ 昭和○ 年○月○日
氏名(又は名称 及び代表者名)	株式会社 高根沢 代表取締役 高根沢太郎 取締役
住所 (又は所在地)	〒 - Tel (性別 男・女
連	
	印年月日
(共)及び代表者名)有の場合(又は所在地)フリガナ	〒 一 Tel () 一 性 別 男 ・ 女
一 フリガナ	生年月日
氏名(又は名称	
及び代表者名)	法人の所在地が代表者の
1厘	根沢町大字石末〇〇番地 住所と異なる場合は、代表者
考 物件調書を	を確認し正確に記入してくしてください。
注1 連名 ださい。	る場合に記入してください。
注2 法人 ※申込書 :	1枚につき1案件です。 か住所を備考欄に記入してください。
2 参加を希望する入村	1.物件
物件番号	物件の所在地
第 〇 号物件	××市△△町××番×

入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書 返還事由が生じた場合、入札保証金を下記口座へ返還してください 通帳を確認し正確に記入 なお、返還に 六れること 氏名・名称の後に押印してください。 してください。 入札保証金の返還請求者 住所(所在地) 局限次回入 預金種目 普通 振込先 〇×銀行 金融機関 口座番号 000000 カ) タカネサ ア ダ イヒョウトリシマリヤク タカネサ ア タロウ フリガナ 口座名義人 △△支店 支店名 (申込者名義に限る) ㈱高根沢 代表取締役 高根沢 太郎 氏名·名称 注 共有名義の場合、共有者を代表する者の口座を記載してください。

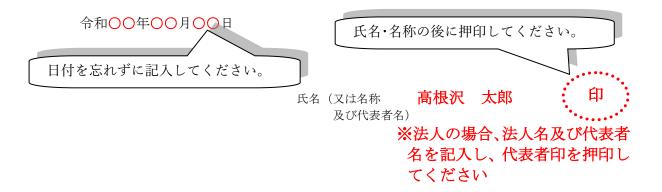
【記載例】個人・法人共通

誓 約 書

下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 現在、地方自治法第238条の3及び地方自治法施行令第167条の4第1項の規定 に該当する者ではありません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3-1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者ではありません。
- 3-2 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していません。
- 3-3 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- 3-4 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 3-5 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者ではありません。
- 5 上記 3-1 から 3-5 の事項について、私の情報を警察に照会することに異議はありません。



【記載例】法人の場合

町有財産(土地)売払い一般競争入札参加申込人である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1		T000-0000						
	住所	高根沢町大字石末○○番地						
	(フリガナ)	タカネザワ タロウ						
	氏 名	高根沢 太郎	役職	代表取締役				
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和	性別	☑ 男性 □ 女性				
		₹000-0000						
	住所	高根沢町大字石末○○番地						
2	(フリガナ)	タカネザワ ハナコ	,					
	氏 名	高根沢 花子	役職	会長				
	生年月日	□ 大正 □ 平成 ☑ 昭和 □ 令和	性別	□ 男性 ☑ 女性				
		T000-0000						
	住所	高根沢町大字石末○○番地						
3	(フリガナ)	タカネザワ ジロウ						
	氏 名	高根沢 次郎	役職	理事				
	生年月日	□ 大正 ☑ 平成 □ 昭和 □ 令和	性別	☑ 男性 □ 女性				
		T000-0000						
	住 所	高根沢町大字○○○○番地						
4	(フリガナ)	ゲンキ ハナヨ						
1	氏 名		役職	理事				
		元気 花代□ 大正□ 平成 □ ○ ○ □ ○ □						
	生年月日	□ 昭和 □ 令和	性別	□ 男性 ☑ 女性				
		T000-0000						
	住所	高根沢町大字○○○○番地						
5	(フリガナ)	ゲンキ ハナ						
	氏 名	元気 花	役職	理事				
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和	性別	□ 男性 ☑ 女性				

【注意事項】

- 1 町有財産(土地)売払い一般競争入札参加申込人が法人の場合は、本書面及び「法人の 役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない 場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を 複数枚用いてください。
- 4 本用紙提出後の訂正や追完はできません。

【記載例】代理人が入札する場合



高根沢町長 様

住所(又は所在地)高根沢町大字石末〇〇番地

氏名 (又は名称 株式会社 高根沢 及び代表者名) 代表取締役 高根沢太郎 代表 取締役

私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

受任者の個人住所を記入してください。 法人の住所ではありません。

1 受任者

(住所) <u>高根沢町大字石末〇〇番地</u>

忘れずに押印してください。

(氏名) 管財 花子

2 委任事項

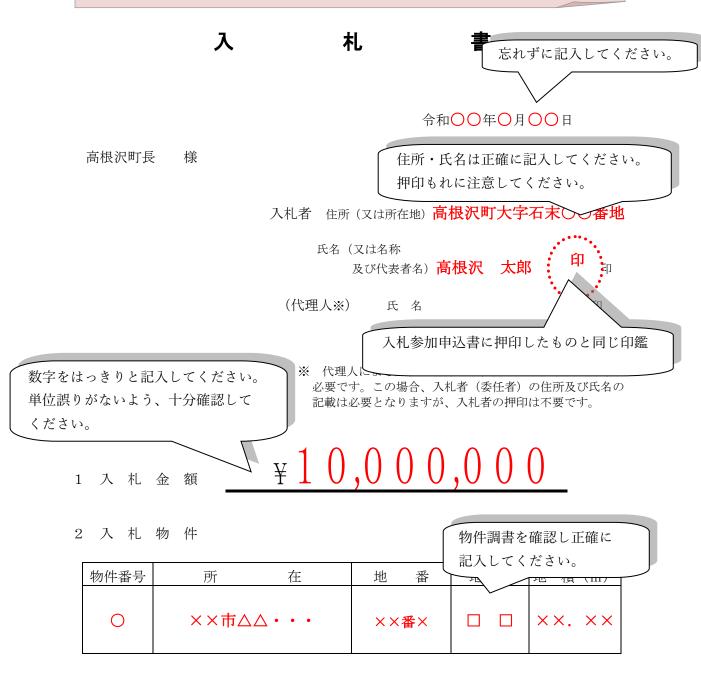
忘れずに記入してください。

令和〇〇年〇月〇日に実施する町有財産(土地)売払い一般競争入札 (第〇号物件)に関する一切の権限

記

忘れずに記入してください。

【記載例】入札者(買受者)本人が入札する場合



上記のとおり、地方自治法、同法施行令、高根沢町契約事務規則及び高根沢町普通財産 売払事務処理要領を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、入札いたします。

【記載例】代理人が入札する場合

入

札

忘れずに記入してください。

令和○○年○月○○日

高根沢町長 様

住所・氏名は正確に記入してください。 押印もれに注意してください。

入札者 住所 (又は所在地) 高根沢町大字石末〇〇番地

氏名(又は名称 株式会社 高根沢

代表取締役 高根沢太郎

委任状に押印された代理人の印と同じもの

印不要

及び代表者名)

(代理人※) 氏 名 管財 花子

管財

数字をはっきりと記入してください。 単位誤りがないよう、十分確認して ください。 (1) 连八%) 以名 首州 化丁

※ 代

必要です。この場合、入札者の押印は不要です。

1 入 札 金 額

¥ 1 0,0 0 0,0 0 0

2 入 札 物 件

物件番号	所	在	地	番	地	目	地	積	(m^2)
0	××市△	<u></u>	××	番×	2		×	×.	××

上記のとおり、地方自治法、同法施行令、高根沢町契約事務規売払事務処理要領を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認

高根沢町普通財産

物件調書を確認し正確に 記入してください。